

熊谷市建築物駐車施設附置条例の概要

本市では、中心市街地の駐車問題を解決し快適な都市環境を作るため、別図の区域を駐車場整備地区として都市計画に決めました。

この駐車場整備地区内に一定の規模を超える建築物の新築等をされる場合には、熊谷市建築物駐車施設附置条例により、建築物の規模に応じた駐車施設を設置していただくことになり、建築確認申請等の前に届出をしていただくことになります。

1 届出を必要とする行為

(1) 新築

特定用途に供する部分（特定部分）の延べ面積と非特定用途に供する部分（非特定部分）の延べ面積に2分の1を乗じて得たものとの合計が1,000㎡を超える建築物を新築する場合。

$$\textcircled{1} \text{ 特定部分の延べ面積} + \frac{\text{非特定部分の延べ面積}}{2} > 1,000\text{㎡}$$

特定用途…駐車場法第20条第1項後段の、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で駐車場法施行令第18条に定められているうち、次のものをいいます。

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場

非特定用途…特定用途以外の用途（ただし住宅用途を除く※）

※ 住宅用途のうち、1棟の住戸の数が15以上の集合住宅（共同住宅、長屋など）については、「熊谷市集合住宅の建築に関する指導要綱」により、2戸につき1台以上の駐車場確保をお願いしております。熊谷市集合住宅の建築に関する指導要綱については、都市整備部建築審査課（電話：0493-39-4809）にお問い合わせください。

(2) 増築

ア 既存の建築物（①の要件に該当する建築物）に増築する場合、増築後の建築物（既存＋増築部分）を新築した場合の附置すべき台数から、増築前の建築物（既存）を新築した場合の附置すべき台数を減じた台数が必要になります。

$$\begin{aligned} &\text{増築後の建築物（既存＋増築部分）全体の附置すべき台数} \dots A \\ &\text{増築前の建築物（既存）の附置すべき台数} \dots B \\ &A - B = \text{増築に係る附置すべき台数} \end{aligned}$$

イ 既存の建築物（①の要件に該当しない建築物）が増築後新たに①の要件に該当する場合、増築後の建築物（既存＋増築部分）の規模に応じた駐車施設が必要になります。

(3) 用途変更

既存建築物の用途変更により、特定部分の延べ面積を増加させるために、大規模な修繕または大規模な模様替えを行う場合は、駐車施設の附置が必要になることがあります。

2 駐車施設の規模

- (1) 特定用途に供する部分 150㎡に1台
- (2) 非特定用途に供する部分 450㎡に1台

○駐車区画の寸法等、その他基準の詳細は「熊谷市建築物駐車施設附置条例」をご確認ください。

3 届出に必要な図面等

(1) 届出書

- ア 熊谷市建築物駐車施設附置（変更）届出書
- イ 熊谷市建築物駐車施設附置調書

(2) 添付図書

区分	図面の種類	明示すべき事項
駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び駐車施設を附置すべき建築物の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置、規模、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地に接する道路の位置及びその幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及びその幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

○様式等については「熊谷市建築物駐車施設附置条例施行規則」のページからダウンロードいただけます。



熊谷市建築物駐車施設附置条例に関するお問い合わせ先
 都市整備部都市計画課 0493-39-4814 (直通)